

国立大学附属病院のガバナンスの強化に向けて (提言)

国立大学附属病院長会議
常置委員長 山本 修一
(千葉大学医学部附属病院長)

1. 検討の背景

- **国立大学附属病院は、**
 - **病院運営に必要な経営力が求められる**
 - **国民の生命・健康を預かる組織として、診療提供体制の管理、医療の質と安全性の確保****の観点から、組織の特性に応じた適切なガバナンスが必要**
- **大学附属病院等において医療安全に関する重大な事案が相次いで発生したことを受け、厚生労働省は特定機能病院に対する集中立入検査を実施**
その結果、病院運営全体の意思決定の在り方を含む**大学附属病院のガバナンス体制の再編、整理、強化の必要性を提示**
- **また「大学附属病院等のガバナンスに関する検討会」を設置し、病院としての適切な意思決定を行うための体制及び管理者の資質や選任方法等について検討中**
- **このような状況の下、国立大学附属病院長会議は、病院長の権限と責任を明確にするとともに、病院長の選考の在り方について改善する必要があると考え、国立大学協会とも連携し「国立大学附属病院のガバナンスの強化に向けて」を取りまとめ**

2. 病院長に求める資質・能力

- 国立大学附属病院には、**教育、研究、診療において様々な課題が存在**
- さらに、社会保障費の抑制を目的とした診療報酬マイナス改定や消費税の補填不足など、医療を取り巻く経済環境は急速に悪化しており、様々な**外的変化に対応できる経営体制の整備も急務**
- こうした諸課題に対応するためには、**病院長が経営の責任者として強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、予算、人事、組織面において権限と責任を持ち、将来を見据えた戦略を持って行動する必要**
- このためにも**国立大学附属病院長として求められる必要な資質・能力を明文化することが必要**

3. 病院長の権限と責任の明確化

(病院長を補佐する体制の構築)

- ・ 病院長が経営の責任者として強いリーダーシップと経営手腕を発揮するためには、**病院長を頂点に関係部署間で緊密な連携がとれる組織体制を構築する必要**
- ・ このため、**病院長を補佐するための体制を整備し、機動的な意思決定が行えるようにすることが重要**

(人事上の権限)

- ・ 診療科長及び中央診療施設の長に対する病院長の人事上の権限については、必ずしも明確化されているとは言い難いため、**病院長が実質的に診療科長等の人事権を持ち、任免にかかる権限を行使できるよう、規程改正も含めた対応が必要**

(法人内における病院長の位置付け)

- ・ **附属病院の意向が十分に法人運営に反映できるような体制を構築できるように、法人本部に働きかけを行うことも重要**

4. 病院長の選考・任期

(病院長の選考)

- ・ 国立大学のガバナンス改革により、**病院長は学長が選考し任命**
- ・ これまでの病院長選考は、**医学部教授会での意向投票の結果がそのまま尊重される場合が多く、必ずしも選考過程の透明性が確保できているとは言えない**
- ・ 病院長選考にあたっては、**病院長選考会議を設置し関係教職員や学外有識者の意見を聴取の上、複数の候補者の中から学長が選考することが重要**

(病院長の任期)

- ・ 学長の任期については、中央教育審議会において「各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、**安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべき**」と提言
- ・ 病院長の任期についても、直面する様々な課題にリーダーシップを発揮して対応するため、**現行の規定にとらわれることなく、適切な任期の設定を検討すべき**

5. 提言

- ・以下の点について、病院長の任命について学長が定める手続き（内部規則）等において取り入れるよう提言

なお、**病院長を含む部局長の選考に当たり、学長自らが関係教職員の意見を聞き、総合的に選考している大学も存在していることから、以下の内容については、各大学の自主的な判断に基づく柔軟な取扱いを可能とすべき**

（学長が定める手続き等に盛り込む内容案）

- 1) **医学歯学教育・医学歯学研究・高度医療を担う大学附属病院の病院長として求められる必要な資質・能力を明文化すること**
- 2) **予算や人事に関する権限など病院長の職務・権限を明確にするとともに、職務が適切に遂行できるような任期を設定すること**
- 3) **病院長の選考過程において、病院長選考会議を設置し、関係教職員や学外有識者の意見を聴取の上、複数の候補者の中から学長が選考すること**